

令和6年1月から令和6年12月

●医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準揭示

区 分	分 類	分 類 2	件 数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	53
	イ	黄斑下手術等	4
	ウ	鼓室形成手術等	6
	エ	肺悪性腫瘍手術等	28
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	64
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	0
	イ	水頭症手術等	105
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	14
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	22
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	2
区分3	ア	上顎骨形成術等	72
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	0
	エ	母指化手術等	1
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	2
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	ー	鏡視下手術	358
その他	ア	人工関節置換術	15
	イ	乳児外科施設基準対象手術 （1歳未満の乳児に対する外科手術）	2
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	38
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	215
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	143